中国の商業秘密の保護に関する特別規定（意見募集稿）の意見公募

―国の主権、安全、発展の利益等による商業秘密保護の強化

―外国企業その他の組織、個人に特化した特別規定

商業秘密侵害行為に対する貿易、サービス、投資等の制限・禁止措置

2026 年 11 月 6 日

CISTEC 事務局

10 月 26 日、商務部は対外貿易法、不正競争防止法等の関連法規に基づき、中国の商業秘密の保護に関する特別規定（意見募集稿）を公表[1]した（募集期間は 11 月 24 日まで）。

本規定について、**国の主権、安全、発展の利益を守り**、権利者の合法的権益を保護することを目的として、外国の事業体（外国企業その他の組織又は個人）が貿易や関連活動において、中国の商業秘密を侵害する関連行為を実施し、**国の主権、安全、発展の利益に危害を及ぼす状況**や、これらに対して**現実的な脅威を構成する状況**の場合、当該事業体が行う中国に関連する貨物・技術の輸出入などに従事することを制限、禁止することや、当該事業体への関連品目の輸出を禁止する措置、当該事業体が行う中国への新たな投資の制限、禁止の措置などを講じることができるとされている。

昨年 6 月、中国の不正競争防止法が可決[2]され、新たに**中国国外での商業秘密侵害行為を含む不正競争行為に対して、「国内市場の競争秩序を乱し、国内の事業者又は消費者の合法的権益を侵害した場合は、本法および関連法律の規定に基づき処理する」**（第 40 条）とする**域外適用**の規定が導入され（2025 年 10 月 15 日施行）、本年 2 月には商業秘密保護規定[3]が公布され（本年 6 月 1 日施行）、事業者に対し商業秘密保護措置など内部統制、コンプライアンス管理の強化や、事業者商業秘密に関する規定の具体化が図られるなど商業秘密の保護が強化されている。

今般の本規定における**適用範囲**は、（不正競争防止法第 40 条は**商業秘密侵害行為を含む不正競争行為全般を対象**とし、**国内市場の競争秩序を乱し、国内事業者等の合法的権益を侵害した場合**とされているのに対し）**商業秘密侵害行為**に対し、**国の主権、安全、発展の利益に危害**を及ぼす、又は**これらに対して現実的な脅威を構成する**場合に適用される特別規定とされ、商務部を主体とするものである点に特徴がある。

[1] 关于《保护中国商业秘密特別规定（征求意见稿）》公开征求意见的通知（中華人民共和国商務部サイト 2026 年 10 月 26 日）別添※機械翻訳
https://tfs.mofcom.gov.cn/lfzqyj/art/2026/art_db6a858a9d4e4ec0a3dbeece659c324d.html

[2] 中华人民共和国反不正当竞争法（全国人民代表大会サイト 2025 年 6 月 27 日）
http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202506/t20250627_446247.html

[3] 商业秘密保护规定（中華人民共和国中央人民政府サイト国務院公報 2026 年第 15 号）
https://www.gov.cn/gongbao/2026/issue_12766/202605/content_7070596.html

米国国務省は、10 月 19 日、米国企業の商業秘密の窃取を理由に、知的財産権保護法（PAIPA）に基づき、中国の 5 つの団体に対し制裁を発表[4]していた。これに対して、中国商務部報道官[5]は、「商業秘密の窃取問題を取り上げ、中国企業に制裁を科すことは中国企業の合法的権益を著しく損なうものであり、中国側はこれに断固として反対する。中国側は、米国に対し、誤った措置を速やかに是正するよう強く求める。さもなければ、必要な措置を講じて対応する。」としていた。

1．はじめに

今般の特別規定は、適用範囲（第 2 条）、商業秘密の侵害行為に対する措置（第 5 条）、商務部の調査権限（第 6 条）、関連措置の変更・取り消し（第 7 条）、関連措置の対外公告（第 8 条）、免除措置（第 9 条）等の全 10 条で構成されており、立法目的に国の主権、安全、発展の利益の保護も含まれ、これらに対して危害を及ぼす、又は現実的な脅威を構成する状況がある場合を適用対象とする特別規定である。

2．概要

主な規定の概要は以下のとおり。

① 立法目的（第 1 条）

目的規定において、「国の主権、安全、発展の利益を守り」とされ、本規定の根拠法令として、不正競争防止法に加えて、**対外貿易法**を規定している。外国の事業体における商業秘密の侵害行為に対する措置として、（不正競争防止法における措置のほか）当該事業体が行う**中国に関連する貨物・技術の輸出入等の制限・禁止の措置**（第 5 条）、当該行為についての調査（第 6 条）などを明示しており、対外貿易法を根拠法令の一つとして規定しているものと思われる。

対外貿易法では、国の主権、安全、発展の利益を脅かした国外の個人、組織に対して、貨物・技術の輸出入等を制限することができるとし（第 40 条）、国務院の対外貿易

[4] Imposing Sanctions to Protect Americans from Intellectual Property Theft（米国国務省サイト 2026 年 10 月 19 日）
https://www.state.gov/releases/office-of-the-spokesman/2026/10/imposing-sanctions-to-protect-americans-from-intellectual-property-theft/

[5] 商务部新闻发言人就美以窃取商业秘密为由制裁中国企业答记者问（中華人民共和国商務部サイト 2026 年 10 月 20 日）
https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyrth/art/2026/art_7db82f11ad1d414489f3766143f032bb.html

主管部門（商務部）が、対外貿易における国の安全・利益に関わる事項について調査を行うことができる（第 41 条）と規定している。

② 適用範囲（第 2 条）

本規定の適用範囲として、外国の事業体が国際経済貿易及び関連活動において、（イ）商業秘密を侵害する関連行為を実施し、（ロ）同時に、**中国の国の主権、安全、発展の利益に危害を及ぼす、**又は**これらに対して現実的な脅威を構成する**状況が存在する場合に適用する。この点について、前述のように、従来の不正競争防止法第 40 条に基づく域外適用の範囲とは異なり、**国家安全等を意識した**ものとなっている。

なお、商業秘密[6]侵害行為は、**窃盗、賄賂、詐欺、脅迫、電子的手段による侵入その他の不正な手段を用いて権利者の商業秘密を取得**することや、**秘密保持義務違反**等（不正競争防止法第 10 条）が挙げられている。

なお、「不正な手段」には、無断で文書等に接触することや、財物等の提供を通じて権利者の従業員、元従業員等に商業秘密を取得させることのほか、「**デジタルオフィスシステム、サーバー、電子メール、クラウドストレージ、アプリケーションアカウント等に無断でアクセス**すること、又は**悪意のあるプログラム**の設置、**脆弱性攻撃等の技術的手段**を用いて商業秘密を取得すること」等も含まれている（商業秘密保護規定第 10 条）。

③ 基本定義（第 3 条）

外国の事業体には、外国企業、その他の組織又は個人を含むとされている。

④ 措置の実施（第 5 条）

外国の事業体が第 2 条に定める行為を行った場合、**当該事業体に対して、次の一つ又は複数の措置を講じる**ことができる。

なお、本措置の内容は、信頼できない実体リスト規定第 10 条に基づく措置内容と殆ど同様である。

（一）当該事業体が中国に関連する貨物・技術の輸出入及び国際サービス貿易活動に従事することを制限または禁止し、当該事業体への関連品目の輸出を禁止する；
（二）当該事業体が中国国内において新たな投資を行うことを制限または禁止する；
（三）当該事業体の関連人員、交通輸送手段等の入国を制限または禁止する；

[6] 公衆に知られていない、商業的価値を有し、かつ権利者が関連の秘密保持措置を取った技術情報、経営情報等の商業情報をいう（不正競争防止法第 10 条第 4 項。3 要件の詳細は商業秘密保護規定第 6 条、第 7 条及び第 9 条に規定）。

技術に関連する構造、原料、配合、材料、試作品、デザイン、製造工程、方法、データ、アルゴリズム、コンピュータプログラム、コードなどの情報は、技術情報に該当する（商業秘密保護規定第 5 条第 2 項）。

（四）当該事業体の関連人員の中国国内における就労許可、逗留または居留資格を制限または取り消す；
（五）情状の軽重に応じて、法に基づき相応の金額の罰金を科す；
（六）その他必要な措置。

⑤ 調査及び通報（第 6 条）

外国の事業体が第 2 条に**関連する行為**を行った場合、商務部は**当該行為が国家の主権、安全、発展の利益に危害を及ぼすか否か**について調査する権限を有する。

その場合において、外国の事業体はそれに協力し、質問を受け、状況をありのままに説明し、関連資料を提出しなければならない。

企業その他の組織または個人は、**外国の事業体による商業秘密の侵害に関連する事項**について、商務部に**意見を提出する、または通報する**ことができる。

⑥ 変更及び取消し（第 7 条）

第 5 条の措置を講じられた外国の事業体が**自ら是正措置を講じ、侵害を停止し、かつ危険を除去し、損失を賠償した場合、関連措置の変更又は取消しを申請する**ことができる（申請時、是正措置を講じたこと、行為の結果を除去したこと等の事実及び理由を提供)。

商務部は、申請又は実際の状況に基づき、第 5 条の措置の執行状況等の評価結果に基づき、**関連措置を維持、一時停止、変更又は取り消す**ことができる。

⑦ 免除の申請（第 9 条）

中国企業その他の組織または個人が、**特殊な状況**において、第 5 条の関連措置を講じられた**外国の事業体と取引を行うことが真に必要**である場合、商務部に事実及び理由等の申請をし、**同意を得た場合、当該外国の事業体と相応する取引を行い、又は関連品目を提供することができる**。

3．おわりに

最近、中国において、**対外投資、人の移動、技術・サービス提供**を通じた様々な技術流出の防止策が講じられている中、今般の本規定では**窃取、賄賂等による技術流出**において防止策を強化するものである。

前述のように、昨年の改正不正競争防止法に基づき、商業秘密侵害行為を含む不正競争行為に対して**国内市場の競争秩序を乱す行為等に対する域外適用が導入**され、本年 2 月に商業秘密保護規定が公布され、**事業者に対する商業秘密保護管理を強化**するなど、**商業秘密の保護が強化**されている。

「不正な手段」では、「**デジタルオフィスシステム、サーバー、電子メール、クラウドストレージ、アプリケーションアカウント等に無断でアクセス**すること、又は**悪意のあるプログラム**の設置、**脆弱性攻撃等の技術的手段**を用いて商業秘密を取得すること」なども含まれており、最近の中国輸出禁止・輸出制限技術リストの調整に関する意見公募[7]において、「**情報対策**技術」として、**AI による悪意あるコードの生成技術や脆弱性発見技術等**を輸出禁止・輸出制限対象技術として明示するなど、**商業秘密の保護にも関連**する技術規制も検討されている。

日本企業においても、中国での事業活動に際して、**取引先の商業秘密の侵害を疑われる行為**について、**本規定における商務部の調査対象となる可能性**もある。例えば、技術情報等の取引において、**取引相手**（商業秘密権利者の従業員、元従業員、協力先や個人等）が**不正な手段等により商業秘密を取得していること**を**知っていたか、又は知るべきである**[8]にもかかわらず、当該**商業秘密の取得や使用等した場合**には**商業秘密侵害とみなされ**（商業秘密保護規定第 14 条)、こうした観点からも留意すべきである。

以上

[7] （CISTEC 解説）中国による中国輸出禁止・輸出制限技術リストの調整に関する公開意見募集（CISTEC サイト 2026 年 10 月 28 日）
https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20261028.pdf

[8] 「知っていたか・知るべきである」か否かの判断は、商業秘密の機密性、取得経路及び方法の合理性、取引価格、第三者と商業秘密権利者との関係、業界の慣行等の要素を総合的に考慮しなければならない（商業秘密保護規定第 14 条第 3 項)。

別添

※機械翻訳

《中国の商業秘密の保護に関する特別規定（意見募集稿)》に関する意見公募のお知らせ

国家の主権、安全、発展上の利益を守り、中国の権利者の合法的権益を保護するため、《中華人民共和国対外貿易法》等の法律法規に基づき、商務部は《中国の商業秘密の保護に関する特別規定（意見募集稿)》を策定しました。つきましては、社会一般から意見を公募いたします。一般の皆様は、以下の方法によりご意見をお寄せください：

一、ファックス：010—65198997
二、電子メール：tfszcc@mofcom.gov.cn
三、書簡：北京市東長安街 2 号 商務部条約法律司、郵便番号 100731。

ファックスの表紙、電子メールの件名、または封筒には、《中国の商業秘密保護に関する特別規定（意見募集稿)》の意見公募と明記してください。意見提出の締め切りは 2026 年 11 月 24 日です。

付属文書：中国の商業秘密保護に関する特別規定（意見募集稿）.pdf

商務部
2026 年 10 月 26 日

付属文書

中国の商業秘密保護に関する特別規定（意見募集稿）

第一条（立法目的） 国の主権、安全、発展の利益を守り、権利者の合法的権益を保護するため、《中華人民共和国対外貿易法》、《中華人民共和国不正競争防止法》等の関連する法律法規に基づき、本規定を制定する。

第二条（適用範囲） 外国の事業体が国際経済貿易及び関連活動において中国の商業秘密を侵害する関連行為を実施し、同時に以下の状況が存在する場合、本規定を適用する：
（一）中国の国の主権、安全、発展の利益に危害を及ぼす；あるいは
（二）中国の国の主権、安全、発展の利益に対して現実的な脅威を構成する。

第三条（基本定義） 本規定にいう外国の事業体には、外国企業、その他の組織または個人を含む。

本規定にいう権利者とは、商業秘密の所有者及び商業秘密の所有者の許可を受けた商業秘密の使用者をいう。

第四条（職責分担） 商務部は本規定の構成・実施を担当し、関係部門と共同で職責・権限に従って関連業務を適切に行い、協同・連携及び情報共有・報告を強化する。

商務部と関係部門及びその職員は、業務において知り得た国家秘密、商業秘密等の情報について、法に基づき秘密を保持しなければならない。

第五条（措置の実施） 外国の事業体が本規定第二条に規定する行為を実施した場合、商務部は、関連する外国の事業体に対して以下の一つ又は複数の措置を講じることを決定することができる：

（一）当該事業体が中国に関連する貨物・技術の輸出入及び国際サービス貿易活動に従事することを制限または禁止し、当該事業体への関連品目の輸出を禁止する；

（二）当該事業体が中国国内において新たな投資を行うことを制限または禁止する

（三）当該事業体の関連人員、交通輸送手段等の入国を制限または禁止する；

（四）当該事業体の関連人員の中国国内における就労許可、逗留または居留資格を制限または取り消す；

（五）情状の軽重に応じて、法に基づき相応の金額の罰金を科す；

（六）その他必要な措置。

前項に規定する措置は、商務部が関係部門と共同で、職責・権限に従って法に基づき実施する。関連する企業、その他の組織と個人は協力しなければならない。

第六条（調査及び通報） 外国の事業体が本規定第二条に関連する行為を実施した場合、商務部は、当該行為が中国の国家の主権、安全、発展の利益に危害を及ぼすか否かについて調査することを決定する権限を有する。

商務部が調査を決定した場合、外国の事業体は協力し、質問を受け、状況をありのままに説明し、関連資料を提供しなければならない。外国の事業体は、陳述し、弁明することができる。外国の事業体が協力しない場合、又はその他の方式により調査を妨害する場合、商務部は、既に取得した事実に基づいて決定を行うことができる。

企業、その他の組織または個人は、外国の事業体による商業秘密の侵害に関連する事項について、商務部に意見を提出する、または通報することができる。

第七条（変更及び取消し） 本規定第五条の関連措置を講じられた外国の事業体が自ら是正措置を講じ、侵害を停止し、かつ危険を除去し、損失を賠償した場合、関連措置の変更又は取消しを申請することができ、申請時には、是正措置を講じたこと、行為の結果を除去したこと等の事実及び理由を提供しなければならない。

商務部は、外国の事業体の申請又は実際の状況に基づき、本規定第五条の関連措置の執行状況及び効果について評価を構成・実施し、評価結果に基づき、関連措置を維持、一時停止、変更又は取り消すことを決定することができる。

第八条（対外公告） 商務部が本規定第五条、第六条、第七条に基づき関連する決定を行った場合、公告しなければならない。ただし、法律、行政法規に別段の規定がある場合を除く。

第九条（免除の申請） 中国企業、その他の組織または個人が、特殊な状況において、本規定第五条の関連措置を講じられた外国の事業体と取引を行うことが確かに必要である場合、商務部に申請を提出し、かつ事実及び理由を提供しなければならず、同意を得た場合、当該外国の事業体と相応する取引を行い、又は関連品目を提供することができる。

第十条（施行時期） 本規定は公布の日から施行する。